

岩手県漁港漁場関係事業担当主務部長 殿
宮城県漁港漁場関係事業担当主務部長 殿
福島県漁港漁場関係事業担当主務部長 殿

水産庁漁港漁場整備部長

被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について

東日本大震災において特に被災の大きい岩手県、宮城県及び福島県（以下「被災三県」という。）においては、今後、復興事業が本格化することで、被災地域内の地元企業だけでは必ずしも十分な施工体制を確保できない状況が想定されることから、被災三県における建設工事については、不足する技術者や技能者を広域的な観点から確保するため、共同企業体方式（復興JV制度）を適切に活用するよう国土交通省から通知がなされたところです。

このような状況を踏まえれば、今後、被災三県以外からの現場労働者の確保の動きが進むと考えられ、現場労働者に係る「宿泊費」、「労働者の輸送に要する費用」、「募集及び解散に要する費用」について、漁港漁場関係工事における現行積算基準による積算では乖離が生じることが想定されることから、下記のとおり、当面の運用を定めたので通知します。

貴職におかれては、この運用を参考として、実際の施工に要する通常妥当な経費の把握及び適正な積算の徹底に努めて頂くようお願いいたします。

なお、貴管下の関係市区町村に対しても、この旨通知をお願いします。

記

1. 適用対象工事

被災三県で実施される工事で、平成24年3月2日以降に入札公告を行う工事。

2. 補正方法

「漁港漁場関係工事積算基準」により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率（率分）及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じるものとする。

| 間接工事費 | 補正係数 |
|-------|-------|
| 共通仮設費 | 1.035 |
| 現場管理費 | 1.004 |